

小川村簡易水道事業経営戦略

団 体 名 : 小川村

事 業 名 : 簡易水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給水

供用開始年月日	昭和 57 年 5 月 1 日	計画給水人口	4120 人
法適(全部・財務) ・非適の区分	※ 地方公営企業法の適用を予定している場合は予定年月日を記載すること。	現在給水人口	2695 人
		有収水量密度	0.24 千m <sup>3</sup> /ha

② 施設

水 源	<input checked="" type="checkbox"/> 表流水, <input type="checkbox"/> ダム, <input type="checkbox"/> 伏流水, <input checked="" type="checkbox"/> 地下水, <input type="checkbox"/> 受水, <input type="checkbox"/> その他 (複数選択可)		
施 設 数	浄水場設置数	3	管 路 延 長 107 千m
	配水池設置数	18	
施 設 能 力	1,900 m <sup>3</sup> /日	施 設 利 用 率	48.33 %

③ 料金

料 金 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	水道料金については単一型従量料金を採用している。 水道料金(1箇月につき) 使用水量10立方メートルまで 1,700円 超過料金(1立方メートルにつき) 150円
料 金 改 定 年 月 日 (消費税のみの改定は含まない)	H 12 年 4 月 1 日

④ 組織

上下水道係は上下水道係長1名と上下水道係1名の2名である。また下水道事業も兼務してあっている。  
小川村村長 — 建設経済課長 — 建設係長兼上下水道係長 — 上下水道係

(2) これまでの主な経営健全化の取組

\*1 「広域化」とは、①事業統合、②経営の一体化、③管理の一体化、④施設の共同化をいい、それぞれの内容は以下のとおりである。なお、将来の広域化に向けた他団体との勉強会の設置や人事交流等について説明すべきものがあればその内容も記載すること。  
①経営主体も事業も一つに統合された形態、②経営主体は一つだが、認可上、事業は別の形態、③維持管理業務や総務系の事務処理などを共同実施あるいは共同委託等により実施する形態、④浄水場、配水池、水質試験センターなどの施設を共同保有する形態

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※ 直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

別添「経営比較分析表」とおり。

## 2. 将来の事業環境

### (1) 給水人口の予測

小川村の総人口は、村営水道が開始された昭和57年以來減少し続けています。給水人口は平成11年に給水区域が拡張され、小川村のほぼ全域が給水区域となり、そのときの人口は3,797人でした。現在、平成28年4月1日時点の人口は2,695人であり、17年間で約1,100人の人口減となりました。小川村人口ビジョンによると年間1～2%の人口減少率で推移しており、2060年には現在の1/3である1,139人まで人口が減少することが予測されています。

### (2) 水需要の予測

小川村の有収水量は区域拡張が終わった後の年の平成12年に280,202㎡でした。平成27年度の有収水量は237,731㎡であり、15年間で42,000㎡程の減少が見られています。統計で見ると年間約1%の減少率で推移しており、人口の減少率と比例しています。

### (3) 料金収入の見通し

当村では維持管理費から繰入基準額を引いたものを料金算定の根拠としている。小川村村営水道は平成12年に料金改定を行ったがそれ以降料金改定は行われていない。しかし、給水世帯数及び、有収水量が年々減少している中で、現状の料金設定では運営が困難になってくる見通しである。そこで平成31年度に料金改定を行い、料金収入を年間当り800万円増収する計画である。

### (4) 施設の見通し

昭和56年度から平成10年度にかけて順次水道施設が整備され、古いところで35年経過と、老朽化の目安となる30年に達する施設が出始めてきた。平成14年度から平成16年度にかけて一部老朽施設の更新を行って故障件数は減少したが、これからの老朽化に対し、施設更新等の計画的な修繕が必要なので、施設の長寿命化に関する計画が必要であると考えられる。年々、有収水量が減る中で浄水施設の能力には大きく余裕がある。しかし、立地の関係などから施設の統合が難しい現状であり、経費の前減が困難である。

### (5) 組織の見通し

現在、簡易水道事業の施設管理、料金管理などはすべて一人の担当で行っている。役場全体の職員数が減る中で、少ない人員でも効率的な施設運営が行えるよう人員配属の見直しや民間委託なども検討し、経営への影響を最小限に抑える施策が必要とってくる。

## 3. 経営の基本方針

### ①水道施設の更新・整備

原水取水から給水栓に至る水道の各施設・設備について、施設本来の機能が発揮され各施設・設備の稼働の安定性と安全性の確保を図るとともに、災害に強い水道施設の整備を計画的に進めていきます。また、安定して良質の水を配水するために老朽管の更新も計画的にすすめていきます。

### ②事業の健全経営

水道事業の健全経営のため、各施設の更新、維持管理や各種の事業推進にあたっては、可能な限り経費の縮減を図り、経営の効率化をすすめていく。また、水道料金体系の見直しについては、可能な限り市民負担を抑え、事業規模にあった適切な投資計画と財政分析を行い、収支の均衡化に努めていく。

### ③危機管理体制の強化

災害発生時における危機管理体制を強化し、施設の機能維持・早期復旧に努める。

#### 4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

##### ① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	施設整備の必要性と経営に与える影響を検証し、効率的かつ計画的な実施に努める。
-----	--

計画期間中の基幹改良工事(予定) ・平成31年度～ 老朽管の更新工事 150,000千円 ・平成32年度～ 栗師浄水場 非常用電源装置設置工事 45,000千円 ・平成33年度～ 成就浄水場 非常用電源装置設置工事 39,000千円
---

##### ② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	料金改定による料金収入の増。
-----	----------------

・水道料金については料金改定を行い年間当り800万ほどの増収を目指す。 ・繰入金については繰入金基準に基づく地方債元利償還金分、高料金対策分を計上。 ・基幹改良事業については国庫補助金を利用。起債についても過疎債、簡易水道事業債を計上している。
--

##### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・過去の増減値のすいから年間1%の上昇率にて計算。 ・地方債の元利償還金は、既存の償還額に新たに発行を見込む分の元利償還額を計上している。
--

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※ 投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。  
 また、(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間内の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等について記載する必要があること。

① 投資について検討状況等

民間の資金・ノウハウ等の活用 (PFI・DBOの導入等)	-
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	-
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	-
施設・設備の長寿命化等の 投資の平準化	-
広域化	-
その他の取組	テレメータ装置の更新の検討

② 財源について検討状況等

料 金	-
企 業 債	-
繰 入 金	-
資産の有効活用等(*2)による 収入増加の取組	-
その他の取組	-

\*2 遊休資産の売却や貸付、債券運用の導入、小水力発電や太陽光発電など

③ 投資以外の経費についての検討状況等

委 託 料	浄水場の委託管理について検討し、事業の効率化に努める
修 繕 費	-
動 力 費	-
職 員 給 与 費	-
その他の取組	-

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、 更新等に関する事項	毎年度進捗管理を行い、5年ごとに経営戦略の事後検証、更新を行う。
-------------------------	----------------------------------